

すかがわ 男女共同参画プラン21

第4次計画

須賀川市



男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、全ての人が性別にかかわらず、社会のあらゆる場に平等に参画でき、お互いの人権を尊重し合い、個性や能力を自分らしく発揮し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会です。

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の基本理念	3
4	計画の期間	3
5	SDGs の理念の反映	4
6	市民意識の推移	5
7	前回計画の達成状況	9

第2章 計画の内容

1	計画の位置付け	12
2	計画の体系	13
3	計画の内容	14
基本目標 1	男女共同参画と人権尊重の推進	14
施策（1）	広報・啓発活動の推進・充実	14
施策（2）	学校教育・生涯学習における男女共同参画に関する 教育の推進・充実	15
施策（3）	国際的な人材育成と国際交流の推進	16
施策（4）	外国人が暮らしやすい環境の支援	16
施策（5）	性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容 される社会の実現	17
基本目標 2	仕事と生活の調和を意識した環境づくりの推進	18
施策（6）	職場における男女共同参画実現のための啓発	18
施策（7）	男女が共に十分に能力が発揮できるための働く環境 の整備	18
施策（8）	子育て支援の充実	19
施策（9）	介護支援の充実	19
施策（10）	女性活躍のための環境整備と経済的自立の推進	20
施策（11）	企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参 画の推進	20
施策（12）	あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性 人材の育成	20
基本目標 3	安全・安心な生活基盤形成の推進	21
施策（13）	家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進	21
施策（14）	男女共同参画に取り組む地域団体への支援	21
施策（15）	防災・災害対策における女性の参画の推進	22

施策（16）	あらゆる暴力の発生抑止と被害者への支援	・・・	23
施策（17）	DV やセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発	・・・	23
施策（18）	困難な問題を抱える女性への支援	・・・	23
施策（19）	生涯を通じた健康づくりの支援	・・・	24

第3章 実施計画

1	計画の推進体制	・・・	26
2	計画の進行管理	・・・	28

【附属資料】

1	須賀川市男女共同参画審議会委員名簿	・・・	31
2	男女共同参画社会基本法	・・・	32
3	須賀川市男女共同参画推進条例	・・・	38
4	須賀川市男女共同参画審議会規則	・・・	42
5	男女共同参画の推進に関する年表	・・・	43

この計画では、年数を「和暦（西暦）年」で表記しています。

例：令和 6（2024）年 12 月

なお、略称和暦は、「S＝昭和」、「H＝平成」、「R＝令和」です。

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、全ての人が性別にかかわらず、社会のあらゆる場に平等に参画でき、お互いの人権を尊重し合い、個性や能力を自分らしく発揮し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会のことです。

須賀川市（以下「本市」という。）では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 11（1999）年に「すかがわ男女共同参画プラン 21」を策定し、平成 14（2002）年には「須賀川市男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、社会情勢の変化や市民意識調査に基づき、平成 16（2004）年に第 2 次計画、平成 25（2013）年に第 3 次計画を策定し、取り組みを進めてきました。

さまざまな法整備が進み、男女が共に家庭生活や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境は整いつつありますが、依然として残る性別による固定的役割分担の固定概念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などにより、社会のあらゆる場における男女格差が存在していることから、男女共同参画意識のさらなる定着が求められます。

この度、第 3 次計画の計画期間満了に伴い、今後の本市における男女共同参画に関する取り組みを総合的に推進し、一人一人の個性を尊重し、性別にかかわらず能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す計画として、「すかがわ男女共同参画プラン 21 第 4 次計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

- ・「須賀川市男女共同参画推進条例」に基づき、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ・本市の総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく、市町村基本計画を含む計画です。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく、市町村推進計画を含む計画です。
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第 8 条第 3 項に基づく、市町村基本計画を含む計画です。

3 計画の基本理念

「須賀川市男女共同参画推進条例（平成14（2002）年制定）」に掲げた、男女共同参画社会の形成に向けた5つの基本理念に基づき策定しています。

（1）男女の人権の尊重

人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別的取扱いをなくし、個人としての能力を発揮できる機会を確保していきましょう。性別にかかわらずあらゆる暴力を根絶し、男女の人権を尊重しましょう。

（2）社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

（3）政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市における政策や民間の団体における方針の立案及び決定過程に参画しましょう。

（4）家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、職場、学校、地域などの社会的活動に参加しましょう。

（5）国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々と共に相互に協力して取り組んでいきましょう。

4 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年4月から令和17(2035)年3月までの10年間とします。

なお、施策の成果や今後の社会情勢の変化、新たな国の施策に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 SDGs の理念の反映

平成 27（2015）年の国連サミットで決定した SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際社会の共通目標です。

SDGs では、貧困、保健、エネルギー、気候変動などの 17 の国際目標（ゴール）と 169 のターゲットを設定していますが、SDGs が目指す社会の実現のためには、すべての国、すべての人が実現に向けて役割を果たす必要があり、多様な主体の参画が求められています。

国では、「第 5 次男女共同参画基本計画」において、目指すべき社会のひとつとして「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標 5（ジェンダー平等の実現）を含む SDGs 全体の達成に向けた取り組みを進める方向性が示されています。

本市においても、SDGs の理念を踏まえ、この計画の各施策と SDGs の 17 の目標を関連付けることにより、男女共同参画を進めていきます。

なお、各施策において SDGs のどのゴールに向かっているかをアイコンで示しています。



6 市民意識の推移

「すかがわ男女共同参画プラン 21 第 3 次計画（改定）」の各施策に対する満足度や重要度を把握するとともに、本計画策定の参考とするため、「市民アンケート」を実施しました。

（１）アンケート調査の実施概要について

項目	概要
期 間	令和 6（2024）年 5 月 31 日（金）～6 月 14 日（金）
対 象	18 歳以上の市民 2,000 人
調査方法	郵送配付・郵送回収または WEB 回答
回答件数	有効回収数 563 票
回 収 率	28.2%

※市ホームページにアンケート結果の詳細を掲載しておりますのでご参照ください。

（２）アンケート結果からみる現状について

●男女共同参画に関する意識について

- ・見聞きしたことがある用語については、「男女共同参画社会」が 7 割以上¹となっており、認知度が高まっています。
- ・「男性は仕事、女性は家庭」という従来の固定意識については、「反対」や「どちらかといえば反対」を合わせた割合は 7 割以上となっており、平成 20(2008)年のアンケート結果と比較すると約 2 割増加しており性別での役割分担にとらわれない人の割合が高まっています。
- ・一方、「賛成」や「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は 2 割未満となっていますが、「性別による固定的役割分担の固定概念」や「無意識の思い込み」が未だに存在しています。
- ・各分野での男女の地位については、「家庭生活」や「学校」は「平等である」と思う割合が 4 割以上となっており、社会環境の変化などを背景に男女平等が進んでいることがうかがえます。
- ・「政治」や「社会通念・慣習しきたり」については、7 割以上が「男性が優遇」や「どちらかといえば優遇」と感じており他分野との差があります。

●女性の社会進出・活躍に関する意識について

- ・女性が職業を持つ（働く）ことについて、「子どもがいてもいなくても、仕事を続ける方がよい」と思う割合が 7 割以上となっており、平成 20(2008)年のアンケート結果と比較すると約 3 割増加しています。

¹ 男性・女性とも「知っている」と「見たり聞いたことがある」と回答した人の割合。

- ・女性が働き続けるために必要なことは、「労働時間の短縮や柔軟な就業時間の体制など働きやすい労働条件とする」が4割以上、次いで「賃金・仕事内容など労働条件面での男女差をなくす」や「仕事と家事・育児・介護の両立（ワークライフバランス）」が3割以上と多くなっています。
- ・身近な女性が活躍していないと思う理由について、「出産・育児などのため、男性に比べキャリア形成が難しい」や「男性優位の考え方が変わっていない」が4割以上となっています。
- ・各分野で女性のリーダーを増やすときに妨げとなるものについて、「子育て・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が5割以上、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が4割以上、「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」や「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」が3割以上となっています。

●家庭・地域生活などに関する意識について

- ・家庭生活での役割分担について、「夫婦（パートナー）で同じくらい」の割合が2割から3割となっています。
- ・「家事全般（食事、洗濯、掃除、買い物）」や「子どもの教育・介護」においては、妻（パートナー）が夫（パートナー）を大きく上回る形となっており、「地域活動」に関しては、夫（パートナー）が妻（パートナー）を上回っています。
- ・女性と男性が共に仕事、家事、介護、地域・社会活動などに積極的に参加するために必要だと思うことは、「男女とも、家事などができるように育てる」が6割以上で最も多く、次いで「男性が家事・育児・介護に積極的に関わる」が5割以上となっています。
- ・男性の家事などへの積極的な参加のために必要なことは、「夫婦（パートナー）や家族間のコミュニケーションを図る」や「男性が家事などをするに男性自身の抵抗感をなくす」が5割以上、次いで「職場における上司や周囲の理解を進める」が4割以上となっています。

●男女間の暴力に関する意識について

- ・異性からの暴力などの被害は、男性よりも女性の割合が高くなっています。
- ・被害を受けた場合の相談は、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が4割以上となっており、その理由として「相談しても無駄だと思った」が4割以上、「相談するほどのことではないと思った」が3割以上、「自分さえ我慢すればこのままやっていけるといった」が2割以上となっています。

●人権に関する意義について

- ・女性の人権が尊重されていないと感じることは、「女は家庭」や「女は補助的仕事」など、「男女の固定的な役割分担意識や価値観を押しつけること」が3割以上と最も多く、次いで「家庭内における夫から妻に対する暴力」が約1割となっています。
- ・男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なことは、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が4割以上、次に「思春期、青年期、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進」や「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」が3割以上となっています。

●多様性について

- ・性的マイノリティ（LGBTQ など）の用語の認知度については、「知っている」が7割以上となっています。
- ・性的マイノリティ（LGBTQ など）の方々が偏見や差別などにより生活しづらい社会だと思う割合は、男性・女性とも「そう思う」や「どちらかといえばそう思う」を合わせると6割以上となっています。
- ・性的マイノリティ（LGBTQ など）の方々が生活しやすくなるための対策として、「法令の制定や制度の見直し」が約5割以上と最も多く、次いで、「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」や「同性同士のパートナーやその家族も、法律上の家族と同等に扱うこと」、「幼少期からの教育の充実」が4割以上となっています。
- ・防災・災害対策において、性別に配慮した対応の必要性について、「必要がある」が約5割以上、「どちらかといえば必要がある」を合わせた回答は、8割以上となっています。

●防災・災害対策について

- ・防災・災害対策の男女共同参画を推進していくために必要だと思うことは、「避難所などの運営マニュアルに男女のニーズに配慮した視点を取り入れること」や「避難所の最高責任者に男女が共に配置され、男女の多様な視点が反映されることが必要」が5割以上、次いで、「災害復旧・復興対策計画に男女が共に参画し計画に男女の多様な視点を入れること」や「防災会議に男女が共に参画し、防災計画に男女の多様な視点を入れること」、「防災訓練や防災研修会へ男女が共に積極的に参加するように努めること」が4割以上となっています。

●本市が今後力を入れていくべきこと

- ・本市で力を入れるべきことは、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が6割以上で最も多く、「男性の家事・育児・介護への参画に関する理解促進」や「保育所、高齢福祉などの施設・サービスの整備」も4割以上で多くなっています。

●自由意見について

- ・女性が働きやすい環境、子育てしやすい環境を求める意見が多くなっています。
- ・「男女」にこだわることなく、個人としての権利を尊重するべきであり、お互いの違いを知り、お互いを尊重し合い、男女共同参画社会の理解を深める環境が必要であるという意見も多くなっています。
- ・性別による固定的役割分担の固定概念や無意識の思い込みを解消するためには、男女それぞれの視点や年代、企業など、それぞれのニーズに合わせた啓発を求めるような意見も見られます。



7 前回計画の達成状況

前回計画では、数値目標を定めて計画の着実な推進を目指しました。目標値の達成状況は次のとおりです。なお、前回計画の終期を1年延長していることから、実績値は令和6(2024)年の数値としています。

指標	基準値 【H25(2013)年】	基準値 【H30(2018)年】	目標値 【R5(2023)年】	実績値 【R6(2024)年】	判定
①「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合	55.1%	55.5%	60.0%以上	70.5%	達成
②「社会通念・慣習・しきたり等における男女の平等感」で男性が優遇されていると感じている人の割合	66.3%	58.0%	50.0%以下	69.3%	低下
③「男女共同参画社会」を知っている人の割合	34.3%	30.5%	100%	39.4%	向上
④市の審議会等における女性委員の割合	26.2%	25.4%	35.0%	23.0%	横ばい
⑤市職員における女性管理職の割合	3.9%	4.7%	6.5%	8.2%	達成

①～③については、今回の市民アンケート調査結果によるものである。

③については、割合のうち、「知っている」と回答した人の割合。

④、⑤については、内閣府「男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」による本市の実績値である。

第2章

計画の内容

第2章 計画の内容

1 計画の位置付け

【国】

『男女共同参画社会基本法』、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）』

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）』など

【県】

『ふくしま男女共同参画プラン』



【須賀川市男女共同参画推進条例】

基本理念（第3条）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

【須賀川市総合計画】

本市の総合計画と連携を図り、相乗効果を高めながら各政策を推進しています。



『すかがわ男女共同参画プラン 21 第4次計画』

基本目標

- 1 男女共同参画と人権尊重の推進
- 2 仕事と生活の調和を意識した環境づくりの推進
- 3 安全・安心な生活基盤形成の推進

2 計画の体系

基本目標	施 策
1 男女共同参画と 人権尊重の推進	(1)広報・啓発活動の推進・充実
	(2)学校教育・生涯学習における男女共同参画に関する教育の推進・充実
	(3)国際的な人材育成と国際交流の推進
	(4)外国人が暮らしやすい環境の支援
	(5)性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現
2 仕事と生活の調和を 意識した環境づくりの推進	(6)職場における男女共同参画実現のための啓発
	(7)男女が共に十分に能力が発揮できるための働く環境の整備
	(8)子育て支援の充実
	(9)介護支援の充実
	(10)女性活躍のための環境整備と経済的自立の推進
	(11)企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参画の推進
	(12)あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
3 安全・安心な 生活基盤形成の推進	(13)家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進
	(14)男女共同参画に取り組む地域団体への支援
	(15)防災・災害対策における女性の参画の推進
	(16)あらゆる暴力の発生抑止と被害者への支援
	(17)DV やセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発
	(18)困難な問題を抱える女性への支援
	(19)生涯を通じた健康づくりの支援

3 計画の内容

基本目標 1



男女共同参画と人権尊重の推進

施策(1)広報・啓発活動の推進・充実

現状と課題

- ・男女共同参画に関する意識については、これまでの広報・啓発の取り組みなどにより、男女共同参画社会の認知度や性別での役割分担にとらわれない人の割合が高まっています。
- ・その一方で、性別による固定的役割分担の固定概念や無意識の思い込みが未だに残っており、このことが男女共同参画社会を実現するうえで弊害になっていることから、今後も継続して男女共同参画の理解促進と意識の醸成を図る必要があります。
- ・令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT 理解増進法」が施行され、全ての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な性の在り方や生き方に対する理解と配慮の意識を醸成する必要があります。

方針

市民・事業者などが男女共同参画の意義や必要性等に対する理解を深められるよう、年代や性別に合わせた、効果的な情報発信や啓発、学習機会の提供に取り組みます。

主な取り組み

- ・市広報や市ホームページを活用した「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」などの周知と啓発の充実
- ・男女共同参画や LGBTQ などに関する講演会や講座などの開催
- ・地域づくり出前講座の実施
- ・国、県、福島県男女共生センターと連携した情報発信

担当課

市民協働推進課、関係課

施策(2)学校教育・生涯学習における男女共同参画に関する教育の推進・充実

現状と課題

- ・各分野における男女の地位の平等感は、学校教育などの取り組みや社会環境の変化により、「学校」や「家庭生活」では、平等と思う割合が比較的高い水準のまま推移しています。
- ・その一方で、性別による固定的役割分担の固定概念や無意識の思い込みなどにより、「政治」や「社会通念・慣習しきたり」については、平等と思う割合は低い水準のまま推移しています。

方針

男女共同参画社会の実現のため、学校教育や生涯学習などを通して、あらゆる世代が男女共同参画の学習に取り組めるよう男女共同参画に関する教育を継続して推進します。

主な取り組み

- ・学校教育の場での男女共同参画に関する教育活動
- ・教職員などの男女共同参画に関する研修の充実
- ・生涯学習を通じた男女共同参画に関する学習機会や情報の提供

主な関連計画

須賀川市教育振興基本計画

担当課

市民協働推進課、教育総務課、学校教育課、こども課、生涯学習スポーツ課、各コミュニティセンター

施策(3)国際的な人材育成と国際交流の推進

施策(4)外国人が暮らしやすい環境の支援

現状と課題

- ・男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係を有することから、本市に居住する外国人が住みやすい環境の整備や国際理解を深めるなど、国際的感覚や適応力を備えた人材が求められています。
- ・ICT（情報通信技術）の発展や、国際社会の共通目標である持続可能でより良い社会の実現を目指す「SDGs」に関する取り組みなど、国際的なコミュニケーション能力の向上や国際理解教育の充実が求められています。

方針

国際社会における男女共同参画の推進の動向や取り組みについて、情報収集や情報発信を行うとともに、誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の社会づくりを推進します。

主な取り組み

- ・外国人居住者への支援（ホームページの充実やスマートフォンアプリ「カタログポケット」を活用した市広報紙の多言語化、外国語版観光マップの作成など）
- ・国際交流や多文化共生の推進
- ・外国語教育の充実

担当課

市民協働推進課、秘書広報課、商工課、観光交流課、学校教育課、生涯学習スポーツ課、各コミュニティセンター

施策(5)性自認や性的指向¹にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現

現状と課題

- ・ 令和 5(2023)年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT 理解増進法」が施行されたことにより、多様な性の在り方などの情報が多く発信された影響などから、性的マイノリティという言葉の認知度は高くなっています。
- ・ 未だに性に関する固定概念や偏見があることから、多様な性への理解を深める必要があります。

方針

「多様な性」について理解を深め、認め合うことにより、誰もが自分らしく暮らしやすい社会となるよう人権教育や啓発に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 人権教育や人権啓発の推進
- ・ 男女共同参画や LGBTQ などに関する講演会や講座などの開催（再掲）
- ・ 国、県、福島県男女共生センターと連携した情報発信（再掲）

担当課

市民協働推進課

¹性的指向・性自認（性同一性）：性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もあります。

基本目標 2



仕事と生活の調和を意識した環境づくりの推進

施策(6)職場における男女共同参画実現のための啓発

施策(7)男女が共に十分に能力が発揮できるための働く環境の整備

現状と課題

- ・就労は経済的基盤となるもので、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味をもっており、人口減少が進む中、女性の能力をいかすことは社会・経済活動を活性化させるうえで重要となっています。
- ・市民アンケートによると「職場」における男女の地位の平等感は、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」といった性別による固定的役割分担の固定概念が残っており、男性が優遇されていると思う割合は高い傾向で推移しています。

方針

職場において、男女が共に能力を発揮できるよう意識改革を図るとともに、多様な生活スタイルに応じた、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに努めます。

主な取り組み

- ・男女雇用機会均等法の順守、事業者に対して男性の育児休暇、介護休業取得、管理職等へ女性の登用などの啓発や情報提供
- ・国や県の次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度などの普及啓発
- ・商工業、農林業などの自営業における女性の経営参画推進

主な関連計画

須賀川市中心市街地活性化基本計画、須賀川市食料・農業・農村基本計画

担当課

市民協働推進課、商工課、農政課

施策(8)子育て支援の充実 施策(9)介護支援の充実

現状と課題

- ・子育てや介護については、性別による固定的役割分担の固定概念や慣行などから、依然として「妻（パートナー）」の負担割合が多い傾向にあります。
- ・子育てや介護には、男性の積極的な関わりが重要であり、男女が協力して担うことや職場における周囲の理解を深めることなど、社会全体で支え合うことができる環境整備の充実が必要です。
- ・障がい者の生活支援においては、養護者の高齢化により障がい者の支援と高齢者の介護が必要なケースなど、ニーズが複合化、多様化しており、適切なサービスにつなげることが課題となっています。

方針

子育てや介護については、男女が協力して担うことや職場における周囲の理解を深めることなど、社会全体で支え合うことができる環境づくりに努めます。

主な取り組み

- ・子育ての経済的負担や精神的負担の解消、育児と仕事や地域活動との両立など、子育て支援の充実や相談体制の充実
- ・介護保険制度の適正な運営と介護サービスの充実
- ・高齢者の生活支援
- ・障がい者支援の充実

主な関連計画

須賀川市子ども・子育て支援事業計画、須賀川市高齢者福祉計画、須賀川市介護保険事業計画、須賀川市障がい者計画、須賀川市障がい福祉計画

担当課

市民協働推進課、健康づくり課、こども課、長寿福祉課、社会福祉課

施策(10)女性活躍のための環境整備と経済的自立の推進
施策(11)企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参画の推進
施策(12)あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

現状と課題

- ・あらゆる分野への女性の参画や活躍については、女性が職業を持つことへの意識変化の高まりにより、職場の支援制度も整ってきています。
- ・「男性は仕事、女性は家庭」という従来の性別による固定的役割分担の固定概念・慣行などが根強く存在しており、このことが女性活躍の弊害になっていることから、様々な分野において、男女共に従来の固定的意識にとらわれない視点や発想などを反映させることが重要となっています。

方針

女性の就業・活躍の支援に引き続き取り組むとともに、性別などにかかわらず、個人としての人権を尊重し、多様な声を社会の仕組みづくりにいかし、お互いの意識と能力を高め合える環境づくりに努めます。

主な取り組み

- ・福島県男女共生センター主催事業の各種研修・講座の広報・周知
- ・公共職業安定所との連携（ひとり親家庭の就職支援の充実など）
- ・嘱託員、町内会長、PTA、企業や各種団体などあらゆる場面の意思決定の場において、女性の登用を促進するための啓発や人材育成
- ・市政への参画意識の啓発活動の充実
- ・女性のエンパワーメント²のための講座などの開催

担当課

市民協働推進課、商工課、こども課

² エンパワーメント（empowerment）：自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけること。

基本目標 3



安全・安心な生活基盤形成の推進

施策(13)家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進

施策(14)男女共同参画に取り組む地域団体への支援

現状と課題

- ・ 家庭生活や地域活動での役割は、依然として性別による固定的役割分担の固定概念が根強い傾向にあります。
- ・ 少子高齢化や生活環境の変化により、地域コミュニティ活動の維持、継続が困難になってきており、男女が共に社会を支える主体として自覚と能力を高めながら、地域活動における男女共同参画の推進を図る必要があります。

方針

男女が共に社会を支える主体として自覚と能力を高めながら、地域活動における男女共同参画を推進します。

主な取り組み

- ・ 男性が家事に参加するための意識づくりや技術習得の場の提供、地域活動への男女共同参画の推進
- ・ 市民活動団体の活動内容や情報発信
- ・ 須賀川市女性団体連絡協議会などへの情報提供や活動支援
- ・ 男女共同参画セミナーの開催
- ・ 県や男女共生センター事業の積極的参加の推進

担当課

市民協働推進課、商工課、社会福祉課

施策(15)防災・災害対策における女性の参画の推進

現状と課題

- ・ 自然災害が頻発する中、多様なニーズに配慮したきめ細やかな対応が求められています。
- ・ 過去の大規模な災害の経験を教訓としながら、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定める「須賀川市地域防災計画」を作成しており、定期的な見直しの必要があります。
- ・ 男女のニーズを把握した防災や災害対策のために、地域防災計画や災害における避難所運営などにおいて、女性や多様な背景を持つ人の視点を取り入れ、その政策や方針決定過程に女性の参画を推進していく必要があります。
- ・ 防災に関する重要事項を審議する防災会議に女性委員を任命するなど、女性の視点や意見を取り入れることが求められています。

方針

男女のニーズを把握した防災や災害対策のために、地域防災計画や災害における避難所運営などにおいて、女性や多様な背景を持つ人の視点を取り入れ、防災・災害対策を推進します。

主な取り組み

- ・ 防災や災害対策分野での意思決定過程における女性参画の促進

主な関連計画

須賀川市地域防災計画

担当課

市民安全課

施策(16)あらゆる暴力の発生抑止と被害者への支援
施策(17)DV やセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発
施策(18)困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

- ・DV やセクシュアル・ハラスメントなどの暴力行為は、DV 防止法など法制度も整備されてきていますが、性別による固定的役割分担の固定概念や家庭や社会における男性優位の意識などによる構造的問題があり、依然として存在しています。
- ・また、障がいに関する理解が不足しているため、障がい者虐待や障がいを理由とする差別などが課題となっています。
- ・高齢者の場合、長年にわたる夫婦（パートナー）の関係が一つの要因にもなっていることから、個人の意識を変えていくことが求められます。
- ・令和 6(2024)年 4 月 1 日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づき、困難な問題を抱える女性に対して、一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、切れ目のない包括的な支援が必要となります。
- ・市民相談窓口などにおいて相談に応じるとともに、問題解決のための無料法律相談や関係部署に案内をするなど連携しながら対応しています。
- ・今後も、広報、市ホームページなどを活用し、各種相談窓口について広報を行います。より多くの市民の方に浸透されるかが課題です。
- ・性別にかかわらずあらゆる暴力の発生抑止や意識啓発、被害者への相談・支援体制を充実させていく必要があります。

方針

性別にかかわらずあらゆる暴力の発生抑止や意識啓発、被害者への相談・支援体制の充実を図ります。

主な取り組み

- ・暴力防止や相談に対する啓発
- ・被害者への精神的援助や自立支援
- ・DV、ストーカーなどあらゆる暴力に対する相談体制の充実
- ・生活上の困難を抱える女性などへの生活支援

担当課

市民安全課、社会福祉課、長寿福祉課、健康づくり課、こども課

施策(19)生涯を通じた健康づくりの支援

現状と課題

- ・男女が生涯にわたり心身共に健康であるためには、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」、「思春期、青年期、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進」が重要であり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、ライフステージに応じたあらゆる場での健康づくりが求められています。
- ・高齢者の健康講座などの参加者は、男性と比べて女性が圧倒的に多いことから、男性でも参加しやすい環境づくりが求められています。
- ・町内会や老人クラブなどの地域活動に積極的に関わることがないなど、引きこもり傾向にある高齢者をどのようにして地域コミュニティへ促すかが課題の一つです。
- ・生涯を通じた健康づくりの支援に取り組んでいく必要があります。

方針

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、ライフステージに応じたあらゆる場での健康づくりが求められる中で、生涯を通じた健康づくりの支援を推進します。

主な取り組み

- ・女性特有の疾病予防や年代に応じた健康管理を支援するため健康診断・検診などの推進
- ・健康支援、心の相談
- ・誰もが参加できる地域の居場所づくりの推進

主な関連計画

須賀川市健康増進計画、須賀川市特定健康診査等実施計画

担当課

健康づくり課、長寿福祉課、生涯学習スポーツ課、各コミュニティセンター

第3章

実施計画

第3章 実施計画

1 計画の推進体制

(1) 市の役割

- 男女共同参画の意識啓発について年代や性別に合わせ、効果的な情報発信をします。
- 男女共同参画に関する学習機会の提供に取り組みます。
- 市職員一人一人が、男女共同参画の重要性を認識し、意識向上を図ります。
- 男女共にあらゆる活動の場に参画できるよう環境を整備し、男女共同参画の取り組みを支援します。
- 防災や災害対策での意思決定の過程に女性の参画を推進します。
- 家庭生活、地域活動に関する相談業務の充実を図ります。
- 生涯を通じた健康づくりの支援を推進します。

(2) 市民の役割

- 日頃の生活の中に、男女共同参画の視点をもって行動します。
- 各種講座やイベントに積極的に参加するなど、男女共同参画について興味・関心を持ちます。
- あらゆる活動の場において、男女とも参画するうえで責任を持って行動します。
- 定期的に健康診断を受けるなど、自身や周りの人の健康に関心を持ちます。
- 地域での見守りなど、暴力を許さないまちづくりを進めます。
- 「多文化共生」の社会づくりに協力し合います。
- 家族一人一人の個性や生き方、考え方などを尊重し、家事や育児、介護などを助け合います。
- まちづくりに関する活動に積極的に参加します。
- あらゆる活動の場において、自身の能力を発揮できるよう励みます。

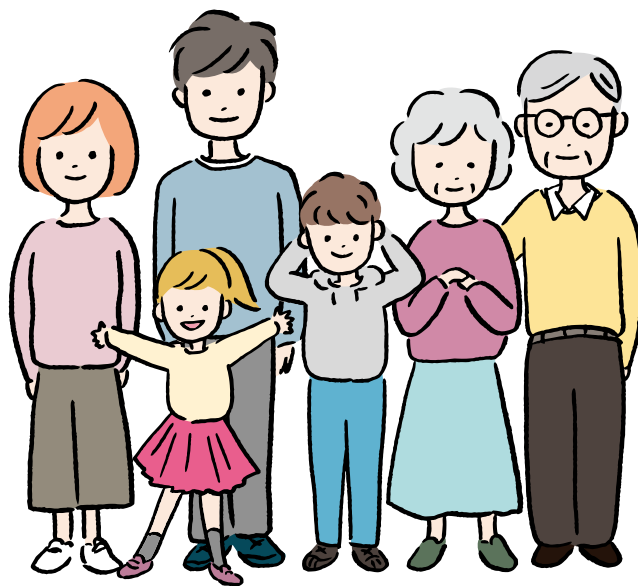
(3) 事業者の役割

- 男女従来の固定的意識にとらわれない視点や発想などを心がけます。
- 労働に関する法律を順守します。
- 性別に関わらず、働く人の能力と意欲をいかす人材育成を心がけます。
- 育児・介護休業など支援制度について、男女共に取得しやすい環境を整えます。また、職場復帰後も安心して働ける職場づくりをします。

- 妊娠中や出産後の女性に対する健康管理を支援します。
- 職場だけでなく、家庭生活や地域活動に参画できる職場づくりをします。
(ワーク・ライフ・バランスの推進)
- 各種ハラスメントの防止に取り組みます。
- 管理職への登用など方針決定過程への女性の参画に配慮します。

(4) 市民活動団体の役割

- 男女共に社会を支える主体として自覚と能力を高めながら、よりよい社会づくり、活力のある社会の実現のため、男女共同参画の視点を取り入れ行動します。



2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度基本計画に基づく施策の結果及び効果を検証し、効果的かつ効率的な事業展開を図ります。

施策実施報告書

男女共同参画の推進においては、あらゆる事業の中で男女共同参画の視点を取り入れることを目標とします。また、施策の推進状況や実施状況を明らかにした報告書を毎年作成し、検証のうえ公表するとともに、次年度の男女共同参画事業の取り組みについて検討します。

(様 式)

年度 須賀川市男女共同参画推進施策実施報告					
施策番号	施策名	主な取り組み	実施状況	次年度の課題	担当課
(1)～(19)	広報・啓発活動 の推進・充実 ほか 18			(今後の課題)	

注) 様式は、報告時に適宜修正を加えながら充実します。

資料編

附属資料

- 1 須賀川市男女共同参画審議会委員名簿
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 須賀川市男女共同参画推進条例
- 4 須賀川市男女共同参画審議会規則
- 5 男女共同参画の推進に関する年表

須賀川市男女共同参画審議会委員名簿

(令和 7 (2025) 年 3 月現在)

*委員 11 名

*任期：令和 6 年 (2024) 2 月 16 日～令和 8 (2026) 年 2 月 15 日

委員	氏 名	代表区分	団体等
会 長	松井 香保利	女性団体代表	須賀川市女性団体連絡協議会 会長
副 会 長	阿部 祐介	学識経験者	福島県男女共生センター 主査
委 員	横山 民江	学識経験者	須賀川市人権擁護委員
委 員	坂内 隆	労働関係機関	須賀川公共職業安定所 所長
委 員	須田 恵津子	教育関係機関	須賀川市立稲田学園 副校長
委 員	郡部 美智子	商工関係団体	商工会議所女性会 会長
委 員	真島 敏彦	農業関係団体	JA 夢みなみ農業協同組合 総務部長
委 員	加藤 政之	勤労者団体	須賀川地区連合事務局議長 (福島交通)
委 員	池浦 清一	市民代表 (公募)	
委 員	石堂 明子	市民代表 (公募)	
委 員	木村 美優紀	市民代表 (公募)	

敬称略 順不同

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差

別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合に

おける被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

須賀川市男女共同参画推進条例

平成14年12月27日公布

須賀川市条例 第 34 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第14条)

第3章 須賀川市男女共同参画審議会(第15条—第17条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際婦人年以来「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国と連帯して男女平等の実現に取り組んでいるが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っている。

また、女性に対する暴力的行為などの人権侵害は、後を絶たない状況にあり、多くの課題が残されている。

人と自然が輝く臨空都市を目指す本市では、個人の尊重と男女平等を原則として、市民エネルギーを積極的に活用し、市民力が大きく開花する「人が主役のまちづくり」を推進するとともに、「すかがわ男女共同参画プラン21」に基づき、女性問題の解決や女性の地位向上等、男女共同参画の推進施策を展開している。

しかしながら、古くから商業や農業を基幹産業として発展してきた本市は、女性も男性と同様に重要な働き手としてその役割を果たしてきたにもかかわらず、一部には、性別による固定的な社会慣行やしきたりが残っていることから、いまだに、男女の実質的な平等が達成されていない状況にある。

こうした現状を深く認識し、男女が共に、豊かで活力のあるまちづくりをするために、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成を目指すことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する基本的な施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の実質的な平等を実現するとともに、豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、これを改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住し、若しくは勤務し、又は市内で学ぶすべての個人をいう。

(4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が心身共に健康で、人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定過程に、男女が参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における社会的活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関して、地域の特性に応じた施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と家庭における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第7条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画は、必要に応じて見直すものとする。

4 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、須賀川市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進施策)

第9条 市は、地域の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 学校教育その他のあらゆる学習の場における男女共同参画についての理解と意識啓発の促進に関すること。

(2) あらゆる場における立案及び意思決定の過程において、男女の平等な参画を推進すること。

(3) 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場における性別による差別的な取扱いの根絶に関すること。

(4) 男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶に関すること。

(5) セクシュアル・ハラスメントの根絶に関すること。

(6) 家庭生活と職業生活の両立に関すること。

(7) 女性の人材育成のための教育及び研修の機会の確保に関すること。

(8) 商業、農業その他の自営業に従事する女性に対する支援に関すること。

(9) 国際交流及び国際協力の推進に関すること。

(10) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(意思決定等における積極的改善措置)

第10条 市は、市民及び事業者と協力して、政策の決定及び社会のあらゆる分野における活動において、男女が平等に参画する機会を提供するよう、積極的改善措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の推進に当たり、市の保有する情報の積極的な提供及び必要な支援をしなければならない。

3 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員を選任する場合は、男女の均等な登用を図らなければならない

4 審議会等の委員を選任するに当たっては、その全部又は一部を公募により選考しなければならない。

ただし、法令等に特に定めのあるものは、この限りでない。

5 前項の公募に関する事項については、規則で定める。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情相談窓口の設置)

第12条 市は、男女共同参画社会の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、苦情相談窓口を置き、他の苦情処理機関等と連携を図り、必要な支援を行い、解決に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進の場の提供)

第14条 市は、男女共同参画推進に向けて、実践及び活動交流の場を設けるものとする。

第3章 須賀川市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第15条 市長の附属機関として、須賀川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員12名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関代表者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

須賀川市男女共同参画審議会規則

平成 14 年 12 月 27 日 規則第 35 号

(趣旨)

第1条 この規則は、須賀川市男女共同参画推進条例(平成 14 年須賀川市条例第 34 号)第 17 条の規定に基づき、須賀川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民協働推進部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 15 年1月1日から施行する。

附 則(平成 22 年3月 23 日規則第 11 号)

この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月 27 日規則第 12 号)

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月 29 日規則第 21 号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	福島県 (年度で掲載)	須賀川市 (年度で掲載)
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催		
国連婦人の十年 (1976年～1985年)	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定		
	1978年 (昭和53年)		「青少年婦人課」と改組 「婦人関係行政連絡会議」設置	
	1979年 (昭和54年)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択	「婦人問題懇話会」設置 「婦人の意識調査」実施	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
	1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人問題についての意見」具申 「婦人問題協議会」設置
	1983年 (昭和58年)		「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 「婦人問題推進会議」設置	
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年世界会議」開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」改正 「国籍法」改正(父母両系主義)	福島県婦人団体連絡協議会結成(24団体加入)
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進有識者会議」開催(婦人問題企画推進会議の後身) 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全庁に拡大	「婦人の意識調査」実施	「第8回福島県婦人のつどい」開催
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し	
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂	
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択			
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(第一次改定) 目標年度:平成12年度 「育児休業法」公布	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 「婦人問題企画推進会議」と名称変更	
1992年 (平成4年)			「女性に関する意識調査」実施	
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「女性総合センター(仮称)」整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」策定 目標年度:平成12年	
1994年 (平成6年)	「国際人口開発会議」開催(カイロ)	「男女共同参画室」設置 「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画審議会」設置	「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 「青少年女性課女性政策室」の設置 「女性問題企画推進会議」と名称変更	
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業等に関する法律」改正(介護休業制度の法制化)	「女性総合センター(仮称)」基本構想策定	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足	「女性総合センター(仮称)」基本計画策定	教育委員会生涯学習課より女性行政の総合調整を「市民生活部生活課」へ事務分掌
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「福島県女性史」刊行	「女と男のうつくしま、ふくしま。花とみどりのまち須賀川フォーラム」開催

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県 (年度で掲載)	須賀川市 (年度で掲載)
1998年 (平成10年)			「女性総合センター(仮称)」着工	須賀川市女性団体連絡協議会 結成(23団体) 「須賀川市女性プラン推進会 議」設置 「須賀川市女性プラン庁内連絡 会議」設置 「男女共同参画に関する市民意 識調査」実施
1999年 (平成11年)		「食料・農業・農村基本法」公 布、施行(女性の参画促進を規 定) 「男女共同参画社会基本法」公 布、施行	「男女共同参画に関する意識 調査」実施	「すかがわ男女共同参画プラン 21」策定 目標年度:平成15年 度
2000年 (平成12年)	「国連特別総会女性2000年会 議」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議 決定	「群馬新潟福島三県女性サミ ット2000」開催(会津大学) 「男女共生センター」竣工開館 「ふくしま男女共同参画プラン」 策定	「女性行政係」設置 「須賀川市男女共同参画推進 会議」設置(須賀川市女性プラン 推進会議廃止) 「須賀川市男女共同参画推進 庁内連絡会議」設置(須賀川市 女性プラン庁内連絡会議廃止)
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」公 布施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援対策 推進法」公布、施行	「県民生活課人権・男女共同参 画グループ」の設置 「男女共同参画推進会議」と名 称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」 施行 「男女共同参画推進連携会議」 設置 「福島県男女平等を実現し男女 が個人として尊重される社会を 形成するための男女共同参画 の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止	「第23回福島県女性の集い」開 催 須賀川市エンゼルプラン策定
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関 する懇談会設置	「県民環境室人権男女共同参 画グループ」に改編 「福島県男女平等を実現し男女 が個人として尊重される社会を 形成するための男女共同参画 の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 「男女共同参画を考える市町村 トップセミナー」開催(男女共生セ ンター)	「須賀川市男女共同参画推進 条例(仮称)制定に関する意見を 聞く会」開催 「須賀川市男女共同参画推進 条例」公布
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推 進について」(男女共同参画推 進本部決定) 「次世代育成支援対策推進法」 公布、施行 「少子化対策基本法」公布、施 行 第4回・5回「女子差別撤廃条約」 実施状況報告審議	「県民環境総務領域人権男女 共生グループ」に改編	「須賀川市男女共同参画推進 条例」施行 「市民生活部生活課男女共同 参画係」に改編 「須賀川市男女共同参画審議 会」設置 「男女共同参画に関する市民 意識調査」実施 「すかがわ男女共同参画プラン 21」に係る意見を聞く会」開催
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改 正 「女性国家公務員の採用・登用 の拡大等について」男女共同参 画推進本部決定	「福島県グローバル政策対話」 開催(男女共生センター) 「男女共同参画配偶者等からの 暴力に関する意識調査」実施	「すかがわ男女共同参画プラン 21-第2次計画-」策定
2005年 (平成17年)	「第49回国連婦人の地位委員 会(北京+10)」開催(ニューヨー ク)	「男女共同参画基本計画(第2 次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラ ン」策定	「男女共同参画推進本部」設置 「男女共生ふくしまサミット」開催 「ふくしま男女共同参画プラン」 改訂	須賀川市、長沼町、岩瀬村が市 町村合併
2006年 (平成18年)		男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委 員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参加担当大 臣会合」開催 「女性の再チャレンジ支援プラ ン」改定	「多様なチャレンジキャンペーン 事業『めざせ、理工系ガール』」 開催(会津大学)	

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県 (年度で掲載)	須賀川市 (年度で掲載)
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律(パートタイム労働法)」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告提出 次世代育成支援対策推進法の改正	「生活環境部人権男女共生課」に改編	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2009年 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告審議	「ふくしま男女共同参画プラン」改定	「市民意見公募」実施 「すかがわ男女共同参画プラン21-第2次計画-」中間見直し
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011年 (平成23年)	UN Women正式発足	3.11 東日本大震災発生		
				市震災復興計画を策定
2012年 (平成24年)	第56回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	「ふくしま男女共同参画プラン」改訂 生活環境部青少年・男女共生課	第7次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン」策定
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「ストーカー規制法」改正		「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行	「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施	「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」策定
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」閣僚級会合(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布	「女性活躍応援ポータルサイト」開設	
2016年 (平成28年)	「女性の能力開花のためのG7行動指針」	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 「ニッポン一億総活躍プラン」策定	ふくしま女性活躍応援会議設立 ふくしま女性活躍応援宣言採択 「ふくしま男女共同参画プラン」(平成28年度改定)	

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県 (年度で掲載)	須賀川市 (年度で掲載)
2017年 (平成29年)	「第1回G7男女共同参画担当大臣会合」開催(イタリア・タオルミーナ)	「女性活躍加速のための重点方針2017」決定	「ふくしま女性活躍推進計画」策定	第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン」策定
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行		「男女共同参画に関する市民及び事業者意識調査」実施
2019年 (平成31(令和元)年)	「G20大阪首脳宣言」(女性のエンパワーメント等)採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		「すかがわ男女共同参画プラン21第3次計画」改定
2020年 (令和2年)	「第64回国連婦人の地位委員会(北京+25)」開催(ニューヨーク)	「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021年 (令和3年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正	「ふくしま男女共同参画プラン」改定 「ふくしま女性活躍推進計画」を策定	
2022年 (令和4年)	「G7エルマウ・サミット」開催 「ジェンダー格差に関するG7ダッシュボード」を新たに承認	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	多様な性に関する職員ハンドブックの作成	
2023年 (令和5年)	「G7広島サミット」開催 ジェンダー・ギャップに関するG7ダッシュボードに2つの指標を追加し、15指標となる 「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」開催 日本で初開催	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月23日公布・施行)		第9次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン」策定
2024年 (令和6年)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)施行		「すかがわ男女共同参画プラン21 第4次計画」策定

すかがわ 男女共同参画プラン21

第4次計画

発 行 須賀川市
編 集 須賀川市市民協働推進部市民協働推進課
〒962-0845
福島県須賀川市中町4-1
市民交流センター（tette内）
TEL(0248)94-4432 FAX(0248)73-4410
<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>
発行日 令和7年3月